

監 査 公 表

多監公第 8 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成29年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成29年6月26日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成29年5月12日～平成29年6月8日	議 会 事 務 局

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 帳簿書類の記載整理保管は適切に行われているか
- (5) 契約事務は適正に行われているか
- (6) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【議会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成29年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成29年11月9日

多久市監査委員 眞木 國男

多久市監査委員 角田 一彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成29年9月6日～平成29年10月17日	会 計 課
平成29年9月7日～平成29年10月17日	税 務 課
平成29年9月7日～平成29年10月17日	水 道 課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男

多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【会計課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【税務課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

交付要求について

破産手続開始通知により、破産者に係る滞納税金について破産管財人に対し交付要求を行ってあるが、一部に破産債権届出期間を経過後に納期未到来分についての納期限変更手続きを行い、その後交付要求を行ったものがあった。

交付要求書については、定められた破産債権届出期間内に提出されたい。

【水道課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

水道法に基づく水質検査業務委託は随意契約ではなく、入札によるべきである。

監 査 公 表

多監公第 11 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により平成 29 年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成 29 年 11 月 28 日

多久市監査委員 眞 木 國 男

多久市監査委員 角 田 一 彦

監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成 29 年 10 月 19 日～平成 29 年 11 月 21 日	総務課
平成 29 年 10 月 19 日～平成 29 年 11 月 21 日	選挙管理委員会事務局
平成 29 年 10 月 10 日～平成 29 年 11 月 21 日	防災安全課
平成 29 年 10 月 6 日～平成 29 年 11 月 21 日	総合政策課
平成 29 年 10 月 11 日～平成 29 年 11 月 21 日	財政課

第 2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男

多久市監査委員 角田 一彦

第 3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第 4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか

(5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【総務課】

1 指摘事項

- ・委託契約

決裁のない委託契約がある。契約を行う場合は起案し決裁を受けられたい。

- ・水防手当

各種手当の支給については、多久市職員給与条例に基づき支出されているが、水防手当を支出される根拠が不明確であるので、対処されたい。

- ・掲示場への掲示

条例の公布をはじめ規則や規程の公表及びその他市の機関で定める規則や規程で公表を要するものについては、多久市公告式条例に基づいて行われているが、掲示場所については、多久市役所でのみ掲示されている。多久市公告式条例においては、多久市役所の他に東多久公民館、南多久公民館、多久公民館及び西多久公民館でも掲示することとされているので対処されたい。

2 注意を求める事項

該当事項なし

【選挙管理委員会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

- ・平成29年9月執行多久市長選挙委託契約 綴

ポスター掲示場設置、管理及び撤去業務に関する業務委託契約を地方自治法施行令第

167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し随意契約をされているが、同規定の対象理由になっていない。入札に付すべき事案である。

【防災安全課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【総合政策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【財 政 課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
 - ・市庁舎のトイレ芳香剤レンタル契約については、平成 27 年 4 月 1 日に随意契約によって行われており、その後は、契約書に記載された「契約期間満了に際し、双方より特段の意思表示なき場合は、同一条件をもって 1 年間、自動更新するものとし以後も同様とします。」を根拠に同一内容での契約が自動更新でなされている。自動更新での契約は、第三者の参入を妨げるものであるため、契約方法を変更されたい。

監 査 公 表

多監公第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成29年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成30年1月16日

多久市監査委員 眞木 國男

多久市監査委員 角田 一彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成29年11月10日～平成29年12月25日	情 報 課
平成29年11月13日～平成29年12月25日	農 林 課
平成29年11月13日～平成29年12月25日	農業委員会事務局
平成29年11月10日～平成29年12月25日	建 設 課
平成29年11月9日～平成29年12月25日	都市計画課
平成29年11月10日～平成29年12月25日	市立病院

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男

多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか

- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【情報課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農林課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農業委員会】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【建設課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【都市計画課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
 - ・ 契約関係において、債務負担行為の手続きを行わないまま平成 25 年 6 月 1 日から 72 か月のリース契約を締結しているものがあつた。長期継続契約を締結するなどの検討をされたい。
また、遅延損害金（遅延利息）の割合が年 14.6%となっているが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する遅延利息の率（2.7%）と整合していない。この規定は、地方公共団体のなす契約に準用することとされているため、修正について契約相手方と協議を行われたい。

【市立病院】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 3 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成29年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成30年3月7日

多久市監査委員 眞 木 國 男

多久市監査委員 角 田 一 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成30年1月9日～平成30年2月26日	教育委員会 教育振興課
平成30年1月10日～平成30年2月26日	教育委員会 学校教育課
平成30年1月9日～平成30年2月26日	広域クリーンセンター推進課
平成30年1月10日～平成30年2月26日	人権・同和対策課
平成30年1月4日～平成30年2月26日	地域包括支援課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男

多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか

(5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【教育振興課】

1 指摘事項

- ・文化振興関係契約等 (H28)

決裁のない契約がある。契約を行う場合は起案し決裁を受けられたい。

- ・社会教育団体補助金関係綴 (H28)

青少年育成市民会議推進活動事業補助金及び児童愛護班活動事業費補助金について決算額以上の補助金を交付している。補助金交付事務の審査について適正に行われたい。

2 注意を求める事項

該当事項なし

【学校教育課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【広域クリーンセンター推進課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【人権・同和対策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【地域包括支援課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
課長公印が備品登録されていないので、速やかに登録されたい。

監 査 公 表

多監公第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成29年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成30年3月30日

多久市監査委員 眞木 國男

多久市監査委員 角田 一彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成30年2月2日～平成30年3月27日	市民生活課
平成30年2月1日～平成30年3月27日	福祉課
平成30年2月2日～平成30年3月27日	健康増進課
平成30年1月26日～平成30年3月27日	商工観光課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男

多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【市民生活課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【福祉課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

・平成29年4月1日に締結された「多久市私立認可保育所保育料納入指導事務に関する契約」の契約書冒頭において、契約者甲については、代表者名が記されていないものの多久市として定義されているが、契約者乙については、契約が成されている8法人全てが定義されていない。契約者は団体名と代表者名を記載するようにされたい。

また、本件は10社会福祉法人と契約する旨の起案・決裁であるが、8法人分の契約書が綴られている。残る2法人分については契約の締結を含めて不明な状態であるので、調査されたい。

【健康増進課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

・小児肺炎球菌等の予防接種業務（個別）の委託契約に係る起案及び契約締結日が年度開始前となっているものがある。新年度の予算執行に係るものについては、年度開始後に行われたい。（1件）

【商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 5 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成29年度財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

平成30年3月30日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成30年1月9日～平成30年2月26日	一般社団法人 たく21
平成30年1月31日～平成30年3月27日	多久市商工会

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年1月9日から2月26日まで

3 監査の対象

団体：一般社団法人 たく21

所管課：商工観光課

4 監査の項目

平成28年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

* 多久市元気プロジェクト事業補助金 補助額 5,632,000 円

* 多久市まちづくり活動支援事業補助金 補助額 1,000,000 円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【一般社団法人 たく21】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【所管課：商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成30年1月31日から3月27日まで

3 監査の対象

団体 : 多久市商工会

所管課 : 商工観光課

4 監査の項目

平成28年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

* 商工業振興事業補助金 補助額 9,800,000円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【多久市商工会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【所管課：商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし